



8. 登録の廃止を行うとき

次に挙げる事項に該当する場合は、該当の日から30日以内に、
『**屋外広告業廃業等届出書（様式第22号）**』を提出してください。

	<事 項>		<届出をする人>
<input type="checkbox"/>	法人が合併により消滅した場合	→	役員であった者
<input type="checkbox"/>	法人が破産手続きの開始の決定により解散した場合	→	破産管財人
<input type="checkbox"/>	法人が上2つ以外の理由により解散した場合	→	清算人
<input type="checkbox"/>	死亡した場合	→	相続人
<input type="checkbox"/>	松山市の区域内で屋外広告業を廃止した場合	→	業者であった個人、法人の役員

9. その他屋外広告業を営む上で必要なこと

- 営業所ごとに標識を掲げなければなりません。
- 営業所ごとに屋外広告物帳簿を備え付け、事業年度終了後5年間保存する。
(帳簿は営業所で紙面に表示できるならパソコンやCD-ROM等への記録も可能)

V 罰則等・表示面積の算定

1. 屋外広告業の取り消し等・罰則等について

次に挙げる事項に該当する場合は、業登録の取り消しや罰則等が科せられます。

項 目	取り消し等
<input type="checkbox"/> 不正の手段で登録を受けた場合（更新登録含む）	登録の取り消し又は 6 カ月以内の営業の全部 若しくは一部停止
<input type="checkbox"/> 登録拒否の事由に該当することとなった場合	
<input type="checkbox"/> 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	
<input type="checkbox"/> 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した場合	
項 目	罰則等
<input type="checkbox"/> 登録を受けずに屋外広告業を営業した場合	1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
<input type="checkbox"/> 不正の手段で登録（更新登録）を受けた場合	
<input type="checkbox"/> 営業の停止命令に違反した場合	
<input type="checkbox"/> 違反屋外広告物の表示・掲出に対する市長の命令に違反した場合	50 万円以下の罰金
<input type="checkbox"/> 禁止地域・禁止物件・許可地域等の規定に違反して屋外広告物を表示 または掲出をした場合	30 万円以下の罰金
<input type="checkbox"/> 変更等の許可を受けず、広告物等の変更又は改造をした場合	
<input type="checkbox"/> 除却義務に違反し、広告物又は掲出物件の除却をしなかった場合	
<input type="checkbox"/> 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	
<input type="checkbox"/> 業務主任者を選任しなかった場合	
<input type="checkbox"/> 報告や立入検査を拒む、妨げる等の行為を行った場合	20 万円以下の罰金
<input type="checkbox"/> 屋外広告業の廃業の届出を怠った場合	5 万円以下の過料
<input type="checkbox"/> 屋外広告業の標識を掲示しなかった場合	
<input type="checkbox"/> 屋外広告業に関する帳簿を備え置かなかつたり、虚偽の記載をしたり、 保存しなかった場合	
<input type="checkbox"/> 詐欺その他不正な行為により、手数料の徴収を免れた場合	
免れた金額の 5 倍に 相当する金額以下の過料 (金額が 5 万円を超えないときは 5 万円)	
※ 法人の代表者や従業員が、その法人等の業務に関して上記の違反行為をした場合 →行為者を罰するほか、その法人等に対して各条の罰金刑を科する。	



2. 表示面積の算定

【表示面積算定の基本的な基準】

許可基準・適用除外の適用や手数料算出の際の表示面積の基本的な算定方法は次のとおりです。

(1)	広告物が独立性をもった工作物である場合は、当該広告物の 表示面 となっている 工作物の面積 について算定する。
(2)	1つの広告内容を数個の工作物に分けて表示 する場合は、一体となって1つの広告内容を 表示しているものごと に表示面積を算定する。
(3)	建物の壁面等に塗り書きし、又は取り付ける文字等 については、一体となって広告内容を 表示しているものごと に表示面積を算定する。
(4)	(2)・(3)では、 工作物間の空間や文字等間の空間部分も表示面積に算入 する。 ※ただし、空間部分が工作物や文字等の大きさの2倍を超える場合についてはこの限りではない。
(5)	広告物の表示面積は、当該 表示面の外郭内を単純な幾何学形状（長方形・三角形・円柱等）とみなして算定 する。
(6)	立体的な広告物の表示面積は、円柱や球として算定 する。
(7)	表示面の縁に一体となって 枠や点滅灯を組み込む場合は、その枠組み等を含めて算定 する。

<参考>

